

船橋市後期高齢者医療に関する条例施行規則に規定する様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成21年規則第8号。以下、規則)の施行に関し、必要な様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 規則に規定する様式は、別表に掲げるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

別表

様式番号	様式名称	規則条項
様式第1号の1	後期高齢者医療保険料納入通知書	第2条
様式第1号の2	後期高齢者医療保険料納入通知書	第2条
様式第2号	後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書	第3条
様式第3号	後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書	第3条
様式第4号	後期高齢者医療保険料過誤納金還付充当通知書	第3条

様式第1号の1

通知書番号:

千葉県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料 仮徴収額決定通知書 兼 特別徴収開始通知書

令和 年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名			被保険者番号		
性別			生年月日		
住所					
決定年月日			決定理由		
仮徴収額合計	円		*	*円	

決定した仮徴収額は前年度の保険料から算定した、仮徴収期（4月から8月）に年金からお納めいただく保険料額です。

令和 年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書

船橋市長

令和 年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

納付方法は下記のとおりです。

【期別保険料額】

納付方法		年金支払月	特別徴収される保険料額	
			決定	*
特別徴収義務者		4月	円	*円
特別徴収対象年金		6月	円	*円
		8月	円	*円
特別徴収対象年金給付額	円	仮徴収額合計	円	*円

問い合わせ先

船橋市役所 国保年金課 高齢者医療係
〒 273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047-436-2395

審査請求及び取消の訴え

この通知について不届があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に千葉県後期高齢者医療広域連合を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の1から3までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができません。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課
〒 263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内
TEL 043-308-6768

